

第四期特定健康診査実施計画

富士紡健康保険組合

2024年3月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、富士紡ホールディングス株式会社を母体事業主とする事業所が加入している健保組合である。

2023年度の事業所数は15、被保険者数1,073名、被扶養者数762名（扶養率0.71人）を擁している。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が43.39歳で、男性が全体の77%を占める。

健康診断については、事業所ごとに契約した健診機関において実施。その他、健診機関との契約に基づいた健診並びに人間ドック、女子被保険者・女子配偶者を対象とした婦人生活習慣病予防健診（以下「婦人健診」という）を実施している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者への対応に万全を期するため、広報誌、リーフレット、ホームページ等を駆使し、被保険者本人はもちろんのこと、健康診査の対象者への周知徹底を図り、受診率の向上を目指す。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を代行していたことから、当健保組合が主体となって行う（委託を含む）。

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

2029年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

実施率

(%)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
被保険者	93.0	94.0	94.0	95.0	96.0	97.0	—
被扶養者	60.0	63.0	64.0	65.0	67.0	70.0	—
被保険者+被扶養者	85.0	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度における特定保健指導の実施率60%とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

実施率（被保険者+被扶養者）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
40歳以上対象者（人）	860	865	870	875	880	885	—
特定保健指導対象者数 （人）	140	135	130	125	120	115	—
実施率（%）	15.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	60.0%
実施者数（人）	21	27	39	50	60	69	—

今後は、途中での脱落者を減少させるために新たな取り組みを考え、委託先も増やしていく。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

2029年度において、2024年度と比較した特定保健指導対象者割合の減少を3%以上（16%→13%）とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	643	645	650	656	660	665
実施率(%)	93.0	94.0	94.0	95.0	96.0	97.0
実施者数	600	605	614	626	635	644

被扶養者

(人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	217	220	220	219	220	220
実施率(%)	60.0	63.0	64.0	65.0	67.0	70.0
実施者数	130	139	143	144	148	153

被保険者＋被扶養者

(人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	860	865	870	875	880	885
実施率(%)	85.0	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0
実施者数	730	744	757	770	783	797

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	860	865	870	875	880	885
動機付け支援対象者	58	56	55	43	40	37
実施率(%)	15.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0
実施者数	9	11	16	17	20	22
積極的支援対象者	82	79	75	82	80	78
実施率(%)	15.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0
実施者数	12	16	23	33	40	47
保健指導対象者計	140	135	130	125	120	115
実施率(%)	15.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0
実施者数	21	27	39	50	60	69

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

被保険者並びに被扶養者に対する特定健康診査（施設健診・巡回健診・婦人健診・人間ドック）は、当健康保険組合が契約する健診機関において事業場ごとに実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、事業場ごとに設定し通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が全国どこでも受診できるよう、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が全国どこでも特定保健指導が受けられるよう、標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章の考え方にに基づきアウトソーシングする。また、代行機関を利用して決済をおこない全国での利用が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法

当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、その結果により該当者は別途特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合ホームページに掲載して行い、各事業場ごとに総務部より該当者に周知し、被扶養者には受診券を配布している。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当保健組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、受診後の保健指導レベル判定（階層化）に基づき判定する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、富士紡健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当組合役職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年評価委員会において見直しを検討する。

また、2026年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

特定健康診査・特定保健指導等の実践のため必要な研修に職員を派遣し、情報収集並びに最新の知識を習得することとする。